

幼児教育・保育の無償化に関する Q&A

現在、子どもが3歳児以上で、幼稚園、保育所又は認定こども園を利用していますが、無償化の対象ですか？

無償化の対象となります。

現在、子どもが3歳児未満で、市民税の課税があり、保育所又は認定こども園を利用していますが、無償化の対象ですか？

無償化の対象ではありません。
3歳児未満の場合は、住民税非課税世帯のみが無償化の対象となります。



住民税非課税世帯

無償化の対象者です。すべての利用料が無償化されますか？

主食費（ごはん・パン）、副食費（おかず・おやつ代）、通園送迎費、行事費等の費用は無償化の対象外です。



無償化対象外

幼児教育・保育の無償化に関する Q&A

無償化のために手続きは必要ですか？

幼稚園・保育所・認定こども園の利用料無償化については、手続き不要です。
認定こども園等の預かり保育、認可外保育施設等の利用料無償化については、手続きが必要です。



認可外保育施設を利用しています。
どんな手続きが必要ですか？

給付認定申請書、就労証明書等を提出し、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。
認定こども園等の預かり保育を利用する場合も同様です。

認定こども園等の預かり保育とは何ですか？

認定こども園等の1号認定子どもを平日の教育標準時間を超える時間（14時以降）や土曜日、長期休業中に預かる事業です。
ただし、施設により預かり時間が異なります。



平日 14 時以降の預かり



長期休業中の預かり